

## 第6章 プランの推進と進捗の管理

---

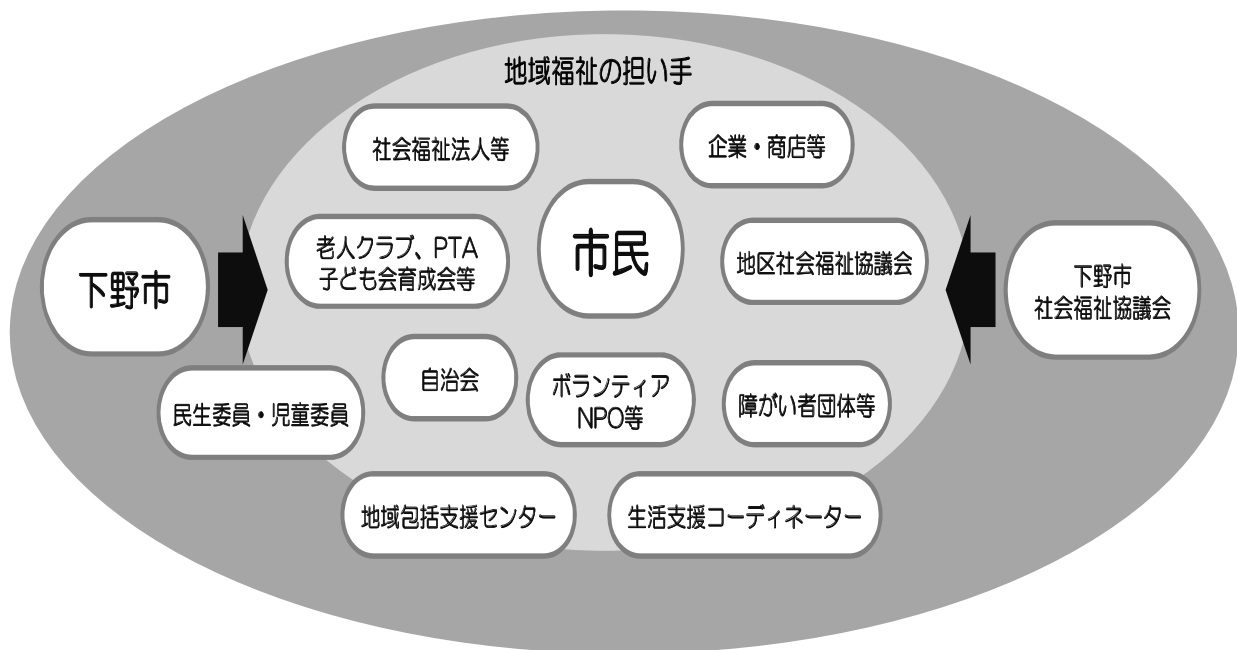
- 1 地域福祉の担い手と推進体制
- 2 プランの進捗を管理する体制



## 第6章 プランの推進と進捗の管理

### 1 地域福祉の担い手と推進体制

安心した暮らしができる地域社会を実現するためには、地域福祉活動の主役となる市民をはじめ、自治会、地域で活動する福祉団体、更には企業・商店など、以下の図にある多くの組織や団体が地域福祉の重要な担い手となって、市や市社会福祉協議会の支援を受けながら、互いに連携をとり協働して役割を果たすことが重要です。



#### ■ 市民

地域福祉を推進するためには、市民が地域社会の一員としての自覚を持ち、自分たちの地域について考え、手を携え、地域の行事に取り組んでいくことが第一歩となります。日頃から、あいさつや身近な交流を実践し、コミュニケーションを図り、困ったときに助け合える関係をつくっていくことが必要です。

#### ■ 下野市

地域福祉の推進にあたり、行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する役割・責務があります。そのため、市民や地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、地域福祉への市民参加を促すため、参加機会の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備、情報提供の充実などを図ります。

■ 下野市社会福祉協議会

社会福祉法により、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置付けられており、市や関係機関・団体と連携し、市域全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組を推進する役割があります。

■ 地区社会福祉協議会

市内におけるコミュニティ推進協議会を中心として組織化される地区社会福祉協議会は、地域の特色を踏まえ、地域の各種団体や福祉施設、市民とともに協力し助け合いながら地域課題の解決を図る組織として期待されています。

■ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させるため、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が配置されている組織です。地域包括支援センターには介護、福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える活動を行い、地域包括ケアを実現していくことが求められています。

■ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

生活支援コーディネーターは、地域の実情に応じて配置され、地域包括支援センター及び生活支援サービスに関する事業者等と連携しながら、ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発やサービス提供者間のネットワークの構築を行い、高齢者の日常生活上の支援体制の強化・充実に努めています。

■ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。また、全ての民生委員は「児童委員」も兼ねており、子育ての不安に関する相談・支援など様々な活動に取り組んでいます。

■ 自治会

アンケート調査において、最も多くの市民が「地域」と考える自治会は、一定の地域に住む人たちが助け合いながら、住みやすい環境にしていくために協力して自主的な独自の取組を展開しています。また、地域の見守り活動や災害時の協力活動等においても、ますます大きな役割を担うことが期待されます。

**■ 企業・商店等**

企業や商店等は、地域社会の一員として、自らの社会的責任の一つである地域貢献のあり方を確立させるとともに、地域における福祉ニーズを営業活動に結びつけた、有償、無償のサービスを提供することが求められています。また、高齢者や障がい者等の生きがいや社会参加意欲の創出のための雇用主としても期待されています。

**■ 社会福祉法人等**

地域における社会福祉法人等は、その施設利用者への福祉サービスの提供とともに、地域への貢献の使命を帯びています。施設の交流スペースの地域への開放や、福祉避難所としての機能の役割、更に社会福祉事業及び公益事業を行うにあたり、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することも責務とされています。

**■ ボランティア、NPO 等**

市民活動に対する市民の関心が高まり、ボランティアやNPO等の各種活動も広がりを見せています。地域に根ざした活動はもとより、広く市域を対象とした地域福祉活動の担い手としても大きな活躍が期待されます。

**■ 障がい者団体等**

身体障害者福祉会、心身障がい児者父母の会、母子寡婦福祉会などは、関係機関や団体、行政等と連携を図りながら、当事者同士の福祉の向上のために大きな役割を果たしています。

**■ 老人クラブ、PTA、子ども会育成会等**

老人クラブ、PTA、子ども会育成会等の地域の団体は、それぞれの目的の達成のために活動を展開しています。その活動には社会貢献活動も含まれ、地域福祉の活性化に大きな活躍が期待されます。

## 2 プランの進捗を管理する体制

本プランの進捗管理は、第1期計画と同様に、計画の策定（P：Plan）、施策の推進（D：Do）、進捗の評価（C：Check）、見直し・改善（A：Action）という各段階を順次踏みながら計画の実効性を高めるPDCAサイクルで行います。

サイクルのポイントとなるCのステップでは、施策の実施状況の点検と必要な改善に関する協議を行い、次のAのステップにつなげていきます。

本プランにおいては、計画策定委員会を母体とした「(仮称) 計画評価推進委員会」を市と社会福祉協議会が一体となって設置し、この委員会を主体として施策・事業の評価を実施します。

